

## 統一料金の基本方針（案）

### （1）「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制とする

一般に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全なおいしい水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担してもらう「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう「従量料金」から構成される二部料金制を採用している。

### （2）基本水量は廃止とする

全国的には「基本水量あり」の事業者も相当数存在しているが、水道の普及率が98.3%（令和4年度末）となった今日では、「公衆衛生の向上を図る」という制度の趣旨はすでに果たされており、水道料金算定要領（日本水道協会）においても、基本水量を設定しない料金体系が原則とされている。

### （3）口径別料金体系とする

口径別料金体系は、口径ごとに必要となる費用に応じた料金を求めるため、費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できるが、用途別料金体系は、一般家庭用の用途区分を設定することで生活水の低廉化を図れるなどの側面があるものの、用途の区分が明確ではなく、客観性に欠けることから、水道料金算定要領（日本水道協会）では、漸進的に解消することとされている。

### （4）メーター使用料は設定しない

メーター使用料は、水道メーターの購入費など、メーターに係る経費を口径に応じて負担するものであり、メーター口径にかかわらず基本料金が同額となる用途別料金体系において設定される傾向にある。県内においてもメーター使用料を設定している事業者では、用途別料金体系を採用しているが、今回の料金統一では口径別料金体系とすることとしており、メーターに係る経費については、基本料金に含まれるため、メーター使用料は設定しない。

### （5）逡増型の従量料金体系を基本とする

全国で過半数の事業者が逡増型であり、県内でも香川県広域化基本計画において、統一料金の軸としている高松を含む11の事業者が採用していることから、逡増型を基本とする。

統一料金の軸としている高松の逡増度は、近隣の事業者と比較して高い水準にはないが、従量料金の最高単価が企業団内で比較的高い水準にあるため、逡増度を緩和する方向で検討するとともに、各事業者の状況を踏まえながら、大口使用者と一般家庭などの小口使用者間の公平性の確保に努める。

**(6) ①湯屋（公衆浴場）用は維持する**

物価統制令によって入浴料金が統制されている「湯屋（公衆浴場）用」については、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、これまでの取扱いを維持する。

**②特殊（臨時）用は廃止する**

「特殊（臨時）用」については、負担の公平性という観点や、一時的、臨時的ということを除けば一般用と変わるものではないという観点を考慮して廃止する。

**(7) 共同住宅（連用給水装置）については、基本料金の算定対象を各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする**

「共同住宅（連用給水装置）制度」における基本料金の算定については、同じ特例措置である「各戸検針・各戸徴収制度」を対象とした厚生省水道課長通知（昭和38年環水第36号）の「実質的には一般の個別住宅と変わらないため、個々の居住者を供給対象とみなして、一般水道事業の受給者に対すると同様の取扱いとする」という趣旨を踏まえて、全国的にも多く採用されている各戸のみなし子メーターを対象とした方式とする。

**(8) 加入金制度は維持する**

安定した水道用水の供給確保及び、効率的な水融通を行うために、今後、必要となる浄水場等の整備（統廃合）や、水資源機構が行う香川用水施設の老朽化対策、耐震化対策への負担を踏まえるとともに、水道の新旧使用者の負担の公平性及び料金値上げの抑制の観点を考慮し、維持することとする。

**(9) 口座割引制度は廃止する**

支払方法の多様化を進めるなか、口座振替についてのみ割引制度を設ける合理的理由がなく、仮に企業団全体に口座割引制度を適用した場合、企業団の財政状況に大きな影響を及ぼすことから廃止する。

**(10) 福祉減免制度は廃止する**

社会福祉施策による減免制度は、地方公営企業である水道事業の「独立採算制の原則」と「受益者負担の原則」になじまない制度であり、社会福祉行政として取り組むべき制度であることから廃止する。